

Q 1 基本給（本俸）を増額して支給する場合、その旨の報告は必要ですか。

A 1 特段の報告は必要ありません。今後、ご提出いただく掛金納付対象職員届、被共済職員退職届等の「俸給表の額」の欄に増額後の基本給（本俸）の月額を記入してください。

Q 2 「俸給の調整額」として登録済みの手当に、今回の補助金を財源とした金額を増額して支給する場合、改めて「俸給の調整額」対象手当登録申請書を提出する必要はありますか。

A 2 改めて提出いただく必要はありません。今後、ご提出いただく掛金納付対象職員届、被共済職員退職届等の「俸給の調整額」の欄に増額後の手当の月額を記入してください。被共済職員退職届の「俸給の調整額」の欄には必ず当該手当名を記入してください。

Q 3 今回の補助金を財源として支給する手当を新設する場合、また増額する既存の手当が「俸給の調整額」として未登録である場合、「俸給の調整額」対象手当登録申請書を提出する必要がありますか。

A 3 ご提出いただく必要があります。「俸給の調整額」として登録を申請し、審査を通過して登録が完了することで、退職手当金の算定の基礎額に算入する取り扱いが可能となります。下記の「基本となる事項」を満たしているか確認させていただきますので、給与規程とあわせて申請書をご提出ください。（確認結果は順次通知させていただきます。）

基本となる事項

- ① 負担・困難度が高い業務に対して支給するもの
- ② 業務負担が格付け本俸の額では見合わないため、その是正・調整が支給目的であること
- ③ 支給対象の業務の内容が具体的に記載されていること
- ④ 固定額（または本俸に対する固定率）で、毎月かつ月額で支給されること
- ⑤ 上記の①から④のすべてに該当することを確認できる文言が、給与規程において明記されていること

※処遇改善加算等による手当であることを確認できる文言が、給与規程に明記されている場合、上記①～③を満たすものとして扱います。

※「俸給の調整額」対象手当登録申請書は、以下のページに掲載しています。

<https://www.wam.go.jp/hp/guide-taisyokuteate-style-tabid-238-2/>

Q 4 今回の補助金は、給与規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和6年2・3月分に限り一時金による支給も認められています。この場合の一時金は退職手当金算定の基礎額の対象になりますか。対象になる場合、被共済職員退職届の「退職した月以前6か月の本俸月額」欄の令和6年2・3月についてはどのように記入すればよいですか。

A 4 令和6年2・3月分に限り、この一時金も退職手当金算定の基礎額に算入する対象とします。基本給（本俸）に上乗せして支給する場合は、退職届の「俸給表の額」欄に当該上乗せ後の金額を、手当として支給する場合は「俸給の調整額」欄に、当該金額または当該上乗せ後の金額を記入してください。この場合は、欄外（該当月（令和6年2月または3月）「俸給の調整額」欄右の余白部分）に「特例」と明記してください。
 ※ここでいう一時金とは、「基本給の増額分」または「決まって毎月支払われる金額」を令和6年2・3月に限って一時金として支給する場合です。賞与や一時金として支給する部分については対象となりませんのでご注意ください。

記載例

- 令和6年2・3月は、補助金を財源とした一時金として令和6年3月に一括で支給（3月に14,000円支給：7,000円×2か月分）
- 令和6年4月以降は、補助金を財源とした手当を新設して支給（7,000円/月）
- 処遇改善加算手当（「俸給の調整額」に登録済）を毎月20,000円支給

退職した月以前6か月の本俸月額 （「退職日が月末でない月」及び「被共済職員期間とならない月」は除きます）					
年 (年)	月 (月)	俸給表の額	俸給の調整額		
			手当名(処遇改善加算手当 処遇改善支援手当)		
198 令和6	202 6	203 200,000	209 211	211 215	215 27,000
217 令和6	221 5	222 200,000	228 230	230 235	235 27,000
236 令和6	240 4	241 200,000	247 249	249 254	254 27,000
255 令和6	259 3	260 180,000	266 268	268 273	273 27,000
274 令和6	278 2	279 180,000	285 287	287 292	292 27,000
293 令和6	297 1	298 180,000	304 306	306 311	311 20,000

手当名の記入は必須です。全ての手当名をご記入ください。

手当が3つ以上ある場合は、枠外に手当名を記入してください。

3月に一括で支給した一時金は2・3月に、それぞれの月額を記入した上で、枠外に「特例」と記入してください。

特例

複数の手当がある場合は、合計した金額を記入します。2段書き等は、行わないでください。

Q 5 掛金納付対象職員届の「俸給の調整額」欄について、今般の補助金に対応する手当を「俸給の調整額」として登録申請中ですが、確認結果がまだ得られていない場合はどうすればよろしいですか。

A 5 「俸給の調整額」欄には、未登録（申請中）の手当は記入しないでください。
（未登録手当を記載した場合、支給まで時間がかかります。）

～よくある記載誤りの例～

(エラーがある場合には、退職手当金支給まで時間がかかりますのでご注意ください。)

【ケース1】

・「俸給の調整額」欄に登録済手当名が正確に記載されていない。



退職した月以前6か月の本俸月額 (「退職日が月末でない月」及び「被共済職員期間とならない月」は除きます)				
年 (年)	月 (月)	俸給表の額	俸給の調整額	
			手当名(加算手当 調整手当、残業手当)	
198 令和 6	202 6	203 200,000	209 210	211 216 27,000
217 令和 6	221 5	222 200,000	228 230	235 27,000
236 令和 6	240 4	241 200,000	247 249	254 27,000
255 令和 6	259 3	260 180,000	266 268	273 27,000
274 令和 6	278 2	279 180,000	285 287	292 27,000
293 令和 6	297 1	298 180,000	304 306	311 20,000

✖ 手当名を省略して記載している
 ・「臨時特例手当」→「臨時手当」
 ・「処遇改善Ⅱ手当」→「処遇改善手当」etc.

✖ 未登録手当(非該当手当)を記載している
 ・「残業手当」「夜勤手当」etc.

【ケース2】

・「俸給の調整額」の手当額が正確に記載されていない。



退職した月以前6か月の本俸月額 (「退職日が月末でない月」及び「被共済職員期間とならない月」は除きます)				
年 (年)	月 (月)	俸給表の額	俸給の調整額	
			手当名(処遇改善加算手当 処遇改善支拂手当)	
198 令和 6	202 6	203 200,000	209 211	216 85,000
217 令和 6	221 5	222 200,000	228 230	235 65,000
236 令和 6	240 4	241 200,000	247 249	254 75,000
255 令和 6	259 3	260 180,000	266 268	273 70,000
274 令和 6	278 2	279 180,000	285 287	292 55,000
293 令和 6	297 1	298 180,000	304 306	311 60,000

✖ 手当額が毎月異なる金額になっている。
 →俸給の調整額は、毎月固定額(または本俸に対する固定率)で支給される手当についてお認めしています。

✖ 本俸に対して俸給の調整額が多すぎる。
 →未登録手当の金額が入っていないかご確認下さい。

【申請書送付先及びお問い合わせ先】

〒105-8486
 東京都港区虎ノ門4-3-13
 ヒューリック神谷町ビル9階
 独立行政法人福祉医療機構
 共済部 退職給付課
 電話:0570-050-294(ナビダイヤル1番)
 F A X : 03-3438-9261